

2019年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第44回)

(STC Associate)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
キャッチオール規制 通達(補完規制通達)	大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規定の届出等について」の(別紙1)に記載されている。
輸出令別表第3 (グループA)	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
輸出令別表第3の2	アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン
筐体 (きょうたい)	機器類を収める箱形の容器のこと。

問題 1. 輸出令別表第 1 及び外為令別表で規制されている貨物及び技術は、全て世界貿易機関（W T O）で合意された規制リストである。

問題 2. 本邦にあるメーカー X は、英国にある子会社 Y に、取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、輸出令別表第 1 の 3 の項（2）2 に該当する貯蔵容器 3 セットを輸出した。この場合、輸出関連書類等は、輸出時から 5 年間 保存する必要がある。下線部分は正しい。

問題 3. 本邦にあるメーカー X は、自社で開発した外為令別表の 9 の項に該当する暗号技術 α を台湾にあるメーカー Y に口頭で説明する場合は、役務取引許可が必要であるが、外為令別表の 1 6 の項に該当する暗号技術 β を台湾にあるメーカー Y に口頭で説明する場合は、役務取引許可は不要である。

問題 4. 外為法第 6 9 条の 6 では、輸出令別表第 1 の 6 の項に該当する工作機械 1 台（価格 1, 0 0 0 万円）を無許可で輸出した者に対して、2, 0 0 0 万円までの罰金を科すことができる。

問題 5. 役務通達用語の解釈において、「技術とは、貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報をいう。この情報は、技術データ又は技術支援の形態により提供される。」と定められている。下線部分は正しい。

問題 6. キャッチオール規制通達では、需要者は法人単位で考慮することを原則とすると規定している。

問題 7. 東京にある貿易会社 X は、中国のメーカー Y から、輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当する A B S 樹脂を購入し、パキスタンにあるメーカー Z に売却する予定である。当該貨物は、中国のメーカー Y からパキスタンのメーカー Z へ直接輸出される。貿易会社 X にてメーカー Z を調べたところ、外国ユーザーリスト掲載企業であることが判明したが、用途はエアコンの筐体製造であることが判明している。この場合、貿易会社 X は、外為法第 2 5 条第 4 項の仲介貿易取引許可の申請は不要である。

問題 8. 東京にある家電量販店 X は、都内にある在日 Y 国大使館内の事務室に、輸出令別表第 1 の 9 の項に該当する通信装置 3 セット (価額 5 0 0 万円) を納品する予定である。この場合、在日 Y 国大使館に納品することは「輸出」ではないので、輸出許可は不要である。

問題 9. 通常兵器キャッチオールは、ワッセナー・アレンジメントの合意に基づいて実施されている。

問題 1 0. 大阪にある貿易会社 X は米国のメーカー Y から輸出令別表第 1 の 1 4 の項 (3) に該当する非磁性材料を用いたディーゼルエンジン (総価額 9 0 万円) の注文を受けた。この場合、輸出令第 4 条第 1 項第四号の少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。

問題 1 1. 東京にあるメーカー X は、自社のイントラネット (組織内におけるプライベートネットワークのこと) を来月から海外子会社に開放する予定である。イントラネット内には、自社で開発した外為令別表の 5 の項に該当する製造技術が多数あるが、イントラネット用のサーバー自体は、日本国内に設置されているので、メーカー X が、海外子会社にイントラネットを開放する場合、役務取引許可は不要である。

問題 1 2. 本邦にある研究機関 X が、リスト規制に該当する技術 α を「基礎科学分野の研究活動」の目的で、外国若しくは非居住者に提供する場合は、役務取引許可は不要であるように、リスト規制に該当する貨物 β を「基礎科学分野の研究活動」の目的で外国に輸出する場合も、輸出許可は不要である。

問題 1 3. 本邦の貿易会社 X は韓国にあるメーカー Y に輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当する貨物を輸出する場合、キャッチオール規制の対象外なので、需要者や用途のチェックは不要である。

問題 1 4. 本邦にあるメーカー X の研究員 α は、ドイツで行われる国際会議で、外為令別表の 4 の項に該当する技術を含む講演を行う予定である。当該国際会議は、事前に 5 ユーロの参加料を支払えば誰でも参加可能である。研究員 α は、会議事務局から事前に送られてきた参加予定者 1 5 0 名の名簿の中に、外国ユーザーリストに掲載されているパキスタンの企業・団体の関係者を 3 名見つけたが、講演を行うに際して、役務取引許可は不要である。

問題 1 5. 神戸にあるメーカー X は、輸出別表第 1 の 7 の項（1 4）に該当するネットワークアナライザー（価額 2 0 0 万円）を香港のメーカー Y に輸出する契約を締結した。メーカー X は、輸出について不慣れであったので、運用通達の規定に基づき、輸出許可申請について親会社にあたるメーカー Z に代理申請を委任することができる。下線部分は正しい。

問題 1 6. 本邦にある貿易会社 X は、2 か月に一度の割合で、輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当する工具を米国に輸出している。この場合、貿易会社 X は、輸出令別表第 3 の地域である米国に輸出しているだけで、遵守基準省令でいう「該非確認責任者」を選任する義務はない。

問題 1 7. 外為法等遵守事項では、すべての輸出関連書類等に事実を正確に記載し、記録することが求められているが、輸出関連書類等には、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られた記録は含まれない。

問題 1 8. 本邦にあるメーカー X は、1 つの契約で、輸出令別表第 1 の 2 の項に該当するロボット 1 0 台を受注した。製造の関係で 1 0 月、1 1 月、1 2 月の 3 回に分けて輸出する予定である。この場合、輸出許可は 1 度取得すればよい。

問題 1 9. 本邦にあるメーカー X は、外為令別表の 7 の項に該当する技術を含む公開特許公報情報 α をアメリカにある子会社 Y に来週提供する予定である。この場合、メーカー X は、役務取引許可は不要である。

問題 2 0. 本邦にあるメーカー X が、取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、輸出令別表第 1 の 6 の項（2）に該当する工作機械 1 0 台をアメリカのメーカー Y に輸出する際、用途が通常兵器の製造であることが判明した。この場合、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、失効する。

問題 2 1. 来日して 1 ヶ月の米国人留学生 X は、非居住者として取り扱われるが、来日して 8 ヶ月の米国人留学生 Y は、居住者として取り扱われる。

問題 2 2. 貨物の該非判定は、①輸出令別表第 1、②貨物等省令、③役務通達の 3 つをチェックする必要がある。

問題 2 3. 本邦にあるメーカー X は、台湾にあるメーカー Y から輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当する鋼材の注文を受けた。用途が通常兵器である戦車の製造である場合、キャッチオール規制に基づく輸出許可申請が必要である。

問題 2 4. 契約書がなくても、注文書があれば、輸出許可申請は可能である。

問題 2 5. 本邦にあるメーカー X は、ドイツで行われる国際的な展示会のために輸出令別表第 1 の 6 の項に該当する工作機械 1 台（価額 5 0 0 万円）を無償で輸出する予定である。展示会終了後、直ちに日本に無償で返送されるのであれば、無償告示の規定により、輸出時に輸出許可を取得する必要はない。